

平成25年度指定介護予防支援事業所指導の実施結果について

1 実施目的

地域包括支援センター（以下「センター」という。）が指定介護予防支援事業所として実施する事業について、介護保険法第23条に基づき、指定基準遵守状況、介護報酬請求状況、介護予防ケアマネジメント実施状況を現地で確認し、必要に応じ指導することにより、介護給付対象サービスの質の向上及び介護給付の適正化を図ることを目的とする。

2 実施日程等

- 実施期間：平成25年9月19日～平成25年10月31日
- 指導対象：計17センター
 - ・前年度実地指導未実施の事業所のうち「原則3年に1度」行うべきものとして選定した事業所（16か所）
 - ・前年度実地指導における指摘事項の改善状況を現地で確認する必要がある事業所（1か所）

3 実施方法

事前に介護予防サービス計画書等の事前を受け、それをもとに介護予防ケアマネジメントの実施状況について確認するとともに、プラン作成者には介護予防支援の具体的な取扱方針を基に作成した自己評価表を用いてのプランの評価を依頼し、当日、その結果に基づきヒアリングを行った。

上記に加え、運営状況や掲示物の現地確認、事前提出以外の利用者や委託している利用者に係る介護予防サービス計画等の抽出を行い、運営基準全般の遵守状況について確認を行った。

指 導 項 目	
1 基本方針	① サービス事業所を公平中立に選定しているか
2 人員に関する基準	① 人員基準が遵守されているか
3 運営に関する基準	① 管理者としての責務を果たしているか
	② 運営規程は変更部分が訂正されているか
	③ 必要な掲示はされているか
	④ 業務上の守秘義務や個人情報の取扱いは適切か
	⑤ 利用者が正当な理由なしに要支援の程度を増進させたり、不当な行為によって保険給付を受けたりしているのを確認した場合、遅滞なく市に通知しているか
	⑥ 要支援認定に係る支援を行っているか
	⑦ 利用者からの苦情に適切に対応しているか

4 介護予防ケアマネジメントの実施状況	① ケアマネジメント業務を適切に実施しているか
	② 委託した居宅介護支援事業者に対し、ケアマネジメント業務を適切に実施させているか
5 介護報酬の算定	① 給付管理を適正に実施しているか
	② 介護報酬を適正に算定しているか

4 指導結果

(1) 総括

「前年度実地指導未実施事業所」及び「前年度実地指導における指摘事項の改善状況を現地で確認する必要がある事業所」いずれも、指摘事項はあるものの、改善に向けた取り組みが見込まれる状況であった。文書により改善状況が確認できれば、来年度も継続した実地指導が必要な事業所はないと判断した。

(2) 各指導項目の実施状況

(基本方針)

- ・サービス事業所の選定に当たっては、特定の事業者に限ることなく、利用者の心身の状況や意向を踏まえた上で利用者の課題の解決にあった事業所を複数選択、紹介し、サービス事業所のパンフレットなどを用い利用者に提供しており、公正中立性が確保されていた。

(人員に対する基準)

- ・特に問題はなかった。

(運営に関する基準)

- ・概ね適切に運営されていたが、一部センターにおいて、管理者の業務負担が大きく、従業者の管理者や業務の実施状況の把握などの業務が十分に行われていない事業所、個人情報について第三者が出入りできる場所に保管している事業所が確認され、それぞれ改善を指導した。

(介護予防ケアマネジメントの実施状況)

- ・運営基準に求められている一連の手続きについては、概ね適切に行われていた。一部センターにおいて、モニタリングの実施にあたり、3か月に1回の自宅訪問や利用者本人へのモニタリングが実施されていない事例が確認され、改善を指導した。
- ・指定居宅介護支援事業者に委託したケアマネジメント業務について、各センターは委託業務実施状況を概ね適切に把握していたが、一部にモニタリングの実施状況を確認していないなど不十分な事例が確認され、改善を指導した。

(介護報酬の算定)

- ・概ね適正に行っているが、一部センターにおいて、初回加算を誤って2回算定している「一部算定誤り」が確認され、改善及び過誤調整を指導した。

5 今後の対応

実地指導を実施した17事業所に対して指導結果を通知し、改善を要する事項については、文書により改善状況を報告するように求める。